

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く） 令和7年度第2四半期分

整理 番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	フィード左右側壁用レンガ # 1 ほか 20 点（八尾工場）買入	石類	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	4,730,000	令和7年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	耐火タイル 1 ほか 1 点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	30,322,600	令和7年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	起伏シリンダーほか 3 点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	11,967,120	令和7年7月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	加熱脱塩素化処理装置用部品 1 ほか 1 点（平野工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	7,590,000	令和7年7月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	可動火格子ほか 15 点（平野工場）買入	産業用機器	J F E エンジニアリング（株）	60,076,500	令和7年7月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	電動機（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	20,473,200	令和7年7月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	電動弁（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	4,510,000	令和7年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	リンクチェーンほか 9 点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	49,716,040	令和7年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	クレーンバケット用部品 1 ほか 12 点（舞洲工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	2,244,880	令和7年8月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	ろ過式集じん器下集合コンベア（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	30,580,000	令和7年8月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	中間火格子ブロックほか 16 点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	47,667,290	令和7年9月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	ボイラー用肉盛溶接水管 1 ほか 3 7 点（平野工場）買入	産業用機器	J F E エンジニアリング（株）	62,056,500	令和7年9月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
13	ギヤモータ買入	産業用機器	（株）日立プラントメカニクス	990,000	令和7年9月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
14	エレメントパイプ 1 ほか 2 点（平野工場）買入	産業用機器	J F E エンジニアリング（株）	4,114,000	令和7年9月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
15	灰クレーン走行用電動機ほか 4 点（東淀工場）買入	産業用機器	（株）天満電機産業	2,239,600	令和7年9月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
16	押込送風機用部品 # 1 ほか 2 0 点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	21,780,000	令和7年9月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

フィーダ左右側壁用レンガ # 1 ほか 20 点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するフィーダ左右側壁用レンガ # 1 ほか 20 点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場の焼却設備を構成する炉体設備の一構成部品であり、本部品の詳細寸法や当該設備との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル1 ほか 1 点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する耐火タイル1 ほか 1 点は、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。本製品の詳細寸法及び関連機構との関係はカナデビア株式会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1. 案件名称

起伏シリンダーほか3点（舞洲工場）買入

2. 契約の相手方

カナデビア株式会社

3. 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する起伏シリンダーほか3点は、カナデビア株式会社施工による舞洲工場破碎施設におけるN o. 5 破碎不適物除去装置の一構成部品であり、本製品の詳細寸法・仕様・材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、カナデビア株式会社製品とする。

（2）業者選定理由

本製品は、カナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号：06-6463-4153）

随意契約理由書

1. 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用部品 1 ほか 1 点（平野工場）買入

2. 契約の相手方

カナデビア株式会社

3. 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化处理装置用部品 1 ほか 1 点は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用しているカナデビア株式会社製加熱脱塩素化处理装置の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様は非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

加熱脱塩素化处理装置用部品はカナデビア株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

可動火格子ほか 15 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する可動火格子ほか15点は、J F E エンジニアリング株式会社製の設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

業者選定理由

本部品は J F E エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F E エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

電動機（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する電動機は、カナデビア株式会社施工による舞洲工場破碎施設不燃性粗大ごみ処理設備一構成品の鉄造粒機用で、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、電動機の調達が不可能である。よって、カナデビア株式会社製品とする。

（2）業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

電動弁（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する電動弁は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場の焼却設備を構成するボイラー設備の一構成部品であり、本部品の詳細寸法や当該設備との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

リンクチェーンほか 9 点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

・製品指定理由

今回購入するリンクチェーンほか 9 点は、カナデビア株式会社施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、カナデビア株式会社製品とする。

・業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号：06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット用部品 1 ほか 12 点（舞洲工場）買入

2 契約相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入予定のクレーンバケット用部品 1 ほか 12 点は、株式会社福島製作所製であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、株式会社福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 0 6 - 6 4 6 3 - 4 1 5 3）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん器下集合コンベア（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入予定のろ過式集じん器下集合コンベアは、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものであり、本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本製品はカナデビア株式会社が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品をカナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか16点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する中間火格子ブロックほか16点は、カナデビア株式会社の設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。本製品の詳細寸法及び関連機構との関係はカナデビア株式会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接水管 1 ほか 37 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接水管 1 ほか 37 点は、J F E エンジニアリング株式会社製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、J F E エンジニアリング株式会社の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は J F E エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F E エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3）

随意契約理由書

1 案件名称

ギヤモータ（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するギヤモータは、焼却処理を行った焼却灰をトラックに積み込むための灰クレーンの一部品であり株式会社日立プラントメカニクス独自の技術により設計されたものである。本製品の関連機構との関係は非公開のため他社製品では取付が不可能であり、また灰クレーン全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。したがって、株式会社日立プラントメカニクスの製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、株式会社日立プラントメカニクスが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社日立プラントメカニクスと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

エレメントパイプ1ほか2点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するエレメント1パイプほか2点は平野工場ボイラー設備のストロボワの主要部品であり、J F Eエンジニアリング株式会社と汽罐部品製造株式会社により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーン走行用電動機ほか4点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する灰クレーン走行用電動機ほか4点は、株式会社天満電機産業製の東淀工場ごみクレーン及び灰クレーンの一構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、株式会社天満電機産業と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

押込送風機用部品 # 1 ほか 20 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する押込送風機用部品 # 1 ほか 20 点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場焼却設備における通風設備・ボイラー設備の一構成部品である。本製品については部品の詳細寸法や当該設備との関係上、他社においては製作不可能である。したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合八尾工場 (電話番号 072-923-4226)